

公益財団法人小田原市体育協会表彰に関する要綱（ウ）

制定	平成	9年	1月	23日
改正	平成	19年	4月	1日（ア）
改正	平成	23年	4月	1日（イ）
改正	平成	25年	4月	1日（ウ）
改正	令和	6年	4月	1日（エ）

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人小田原市体育協会（以下「この法人」という。）の文化及び体育の振興に顕著な成果を上げ、この法人の発展に著しく貢献した個人及び団体等の功績と栄誉を称え、また、著名な大会等で優秀な成績を収めた者に対して行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。（ウ）

（表彰の種類）

第2条 表彰の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に該当するものに対して、会長がこれを表彰する。

（1）感謝状

永年にわたりこの法人の役員又は加盟団体の長の職にあつて退任した者
（ウ）

（2）功労者表彰

ア 永年にわたりこの法人の発展に顕著な功績のあった者（ウ）

イ 体育・スポーツの指導者として、優秀な選手又はチームを指導・育成した者

（3）特別功労者表彰

永年にわたりこの法人の役員又は加盟団体の長として顕著な功績のあった者が、在任中に死亡した場合（ウ）

（4）優秀選手表彰

著名な大会等で優秀な成績を収めた選手又はチーム

（5）体育奨励表彰

文化及び社会体育活動等の著名な大会等で優秀な成績を収めた者

（6）その他会長がこの法人の振興発展に顕著な功績があったと認める者（ウ）

- 2 前項各号の表彰の基準及び候補者の推薦については、別に定める。

(表彰の方法)

第3条 前条第1項第1号の該当者には、感謝状及び記念品を贈る。

- 2 前条第1項第2号から第4号及び第6号の該当者には、表彰状及び記念品を贈る。
- 3 前条第1項第5号の該当者には、賞状及び記念品を贈る。
- 4 前条第1項各号の規定による表彰を受けるべき者が、表彰日前に死亡した場合は、これを追彰する。

(選考の方法)

- 第4条 被表彰者は、各加盟団体等から推薦された者、及び会長が推薦した者を表彰選考委員会で決定する。
- 2 前項の表彰選考委員会の委員は、この法人の理事及び総務委員の中から会長が指名し、その定数は10名以内とする。(ウ)
 - 3 表彰選考委員会の委員長は、委員の互選による。

(表彰の時期)

第5条 表彰の時期は、特別な場合を除き新春スポーツ人の集いにこれを行う。

(イ)

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年1月23日から施行する。
- 2 財団法人小田原市体育協会表彰要綱(平成6年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。(ア)

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。(イ)

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。(ウ)

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(エ)